

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園給食業務委託に係る
企画提案（プロポーザル）実施要領

1 趣旨

この要領は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の給食業務委託にあたり、企画提案へ参加する業者として、必要条件を有しているか判断するために必要事項を定める。

2 委託場所

施設種別・施設名	場所
中山の園	
障害者支援施設 やまゆり	
りんどう	
かたくり	
つつじ	
こぶし	
生活介護事業所「ふたば」	岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1
障害サービス事業所「ワークなかやま」	

3 委託の期間・内容

委託期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とし、委託内容については、事業団が運営する施設の給食業務において、利用者に対して飲食物を提供するために必要な調理及び集配膳等、一連の業務を行うものとする（詳細は、「給食業務仕様書」のとおり。）。

4 契約の方法

委託費は上記委託期間の総価契約とする。

5 企画提案参加資格

次に掲げる(1)から(9)までの事項の全てに該当し、事前に資格があることの確認を受けた者がこの企画提案に参加することができる。

- (1) 常に当該事業の実施内容について、管理、監督できること。
- (2) 業務内容に協議事項が発生した場合、迅速に対応可能であること。
- (3) 過去2年間に国、地方公共団体（事業団を含む）、他の社会福祉法人若しくは医療法人と種類及び規模を同じくするか、又はそれ以上の業務を請け負い、そのすべてについて、誠実に履行していること。
- (4) 当該事業について実施能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者又は申し立てがなされている者（再生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 令和 7 年 1 月 1 日から現在まで食中毒事故を起こしていない者、又は食中毒事故があつた後、業務改善に努め適切な対応を行っていること。
- (8) 社会福祉施設、医療施設等の給食業務委託を受けている業者で代行保証制度の構築を行っている公益法人に加入していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団でないこと。

6 参加申込の手続き

(1) 申込期間及び審査期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時

(2) 申込方法

次の書類を申込期間内に送付すること。

① 企画提案応募申請書（様式第 1 号）

② 類似業務履行実績書（様式第 2 号）

③ 会社概要

(3) 申込先

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園

住所：〒028-5133 岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1

電話：0195-35-2121 FAX：0195-35-2126

(4) その他

審査後、隨時結果通知を送付する。

7 企画提案書の作成について

以下の内容を記載した書類（様式不問）を提出すること。

(1) 業務実施体制

① 責任者

② 担当者

③ 資格名

(2) 教育・研修

別紙「人材育成の取組について」を提出すること。

(3) 危機管理

災害や食中毒など不測の事態に対する対応の方法や、代行保証などについて記述すること。社会福祉施設や医療施設等の給食業務を行っている業者は、代行保証制度の構築を行っている公益法人に加入している内容を記述すること。

(4) 衛生管理

厨房施設、設備、調理器具、食品及び業務従事者等に対する衛生管理体制について記述すること。

(5) 利用者へのサービス

- ① 時間外や緊急の食数変更等への対応。
- ② 食事の質の向上や、安全管理。
- ③ 食事に関する利用者の要望やクレームに対する対応方法。
- ④ その他、別添の仕様書附属資料に基づき、特別食、選択食、行事食等への対応。

(6) 人員配置

- ① 貴社が配置する社員の採用計画、採用基準、勤務体制及び指揮命令系統。
- ② 従業員の欠員時の補充方法及び従業員の福利厚生（インフルエンザの予防また、発生時の対応等）。

8 企画提案の手続き

(1) 企画提案書の提出

提出する企画提案書は、1案に限ること。

- ① 提出する部数は10部とし、うち1部は綴じないこと。
- ② 企画提案書は、中山の園に持参または書留郵便により提出すること。

(2) 提出期限

令和8年2月9日（月）午後3時

(3) 提出先

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園

住所：〒028-5133 岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1

電話：0195-35-2121 FAX：0195-35-2126

9 候補者選定委員会（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時

令和8年2月17日（火）

詳細な日程は、参加者へ改めて通知する。

(2) 開催場所

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園

住所：〒028-5133 岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1

電話：0195-35-2121 FAX：0195-35-2126

10 審査及び入選者の決定

(1) 審査

- ① 会社の業務経歴

同種又は、類似業務に係る実績

- ② 事業実施方針及び手法
提案の的確性、実現性、安全性、見積もり等
 - ③ 審査委員会
企画提案書の審査は、事業団が設置する委員会が行う。
なお、審査内容・経過については公表しない。
- (2) 入選者の決定
- ① 第1位入選者は、(1)の審査結果をもとに事業団が決定する。
 - ② 事業団と第1位入選者との間で、決定後2週間以内に給食業務委託に関して必要な協議が同意に至らない場合は、事業団は、順次審査結果上位者を入選者として必要な協議を行う。
- (3) 入選者の通知等
- ① 入選した旨及び選考に漏れた旨の通知は文書で行う。
 - ② 審査結果に対する異議は受け付けない。
- (4) 業務委託契約について
- 事業団は、入選者に対し本事業の契約を依頼する。

1.1 その他

- (1) 費用負担
企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関連して必要となる経費については、提案を行う者の負担とする。
- (2) 無効となる参加表明及び企画提案書
参加表明及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明及び企画提案書
 - ② 上記7に掲げる記載事項に示された内容の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ③ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - ④ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 期限を経過した後の参加申込み及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 入選した企画の内容は、当法人と入選者との協議のうえ変更することがある。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の内容は公表しない。
- (7) 企画提案書の作成のために当法人から受領した全ての資料は、当法人の事前の了解なく公表・使用することは認めない。
- (8) 企画提案の実施にあたり、説明会の開催は行わない。施設を訪問し状況確認を希望する場合には日程調整を行うので、中山の園総務部（八島）まで連絡すること。
- (9) 企画提案にかかる質疑については、FAX（任意様式）により1月7日から1月10日（公告開始日を含め、4日間）まで受け付ける。回答はホームページに掲載する。